

町田市告示第**64**号

住居表示の実施について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定により、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を定めたので同条第3項の規定により告示する。

2014年5月1日

町田市長 石 阪 丈 一



1. 住居表示実施区域

高ヶ坂一丁目、高ヶ坂二丁目、高ヶ坂三丁目、高ヶ坂四丁目  
高ヶ坂五丁目、高ヶ坂六丁目、高ヶ坂七丁目  
成瀬四丁目、成瀬五丁目、成瀬六丁目、成瀬七丁目、成瀬八丁目  
西成瀬一丁目、西成瀬二丁目、西成瀬三丁目

2. 住居表示実施期日

2014年7月21日

3. 住居表示の方法

街区方式

4. 街区符号及び住居番号

別図のとおり

5月15日迄揭示